

デジタル・プラットフォーマーを巡る 取引環境整備に関する検討会

—ヒアリングのためのディスカッション・ペーパー

2018年11月16日

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
専務理事 岸原 孝昌

将来展望

▶インターネット業界をはじめ
自動車、家電等あらゆる業界も
ハードからサービス産業へ

プラットフォーマーとの共存共栄が必要

プラットフォームの積極的な活用と
オルタナティブの育成

and

プラットフォームの構造による課題に
対応する規制

のバランスが必要

これまでの経験から

- ▶ フィーチャーフォン時代のプラットフォーム政策
 - ▶ 総務省「通信プラットフォーム研究会」
 - ▶ 民間団体「モバイルプラットフォーム研究会」（行政はオブザーバー）
- ▶ EMAでのフィルタリングに関するキャリア、OS事業者との協業
 - ▶ EMA：青少年保護のためのフィルタリングに関する民間の第三者機関
 - ▶ キャリアとの責任分界モデル、iOSで出会い系サイト規制法の日本基準採用
- ▶ 著作権法改正と著作権団体との協議
 - ▶ 日本版フェアユース規定
 - ▶ 著作権等管理事業法における、音楽サブスクリプション使用料規定の交渉
- ▶ 個人情報保護法（認定個人情報保護団体）とGDPR対応

望ましい法制度は？

法的安定性と柔軟性を両立するため
インセンティブとエンフォースメントの
バランスが取れた共同規制

望ましい法制度は？

- ▶事業をスケールして、より良い社会を創るためににはプラットフォームの活用が必要
- ▶プラットフォームを巡る課題は、「構造」に関するイシューであり、多面市場に与える影響度を考慮すべきでは？
- ▶文化の尊重という概念が必要

リーガルイノベーションが必要

- ▶既存法の改正（持続的イノベーション）だけでなく、既存法をオーバーライドする法制度（破壊的イノベーション）が必要では
- ▶過去より未来への適合性
- ▶仕様規定からプリンシップル・ベースへ

仕様規定からプリンシプル・ベースへ

- ▶ 著作権法の30条の4、47条の4
 - ▶ 原則を示して、これまでの仕様規定は例示とした(方法は問わず)
- ▶ 消費税法の内外判定基準
 - ▶ 「住所・氏名」から「客観的で合理的な基準はこれを認める」
- ▶ 建築基準法
 - ▶ 仕様規定と同等のものはこれを認める。 (性能規定)

Appendix

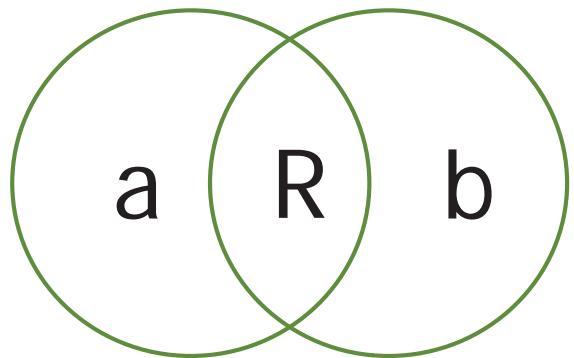
グレーゾーンでの対応

コンプライアンス≠法令遵守

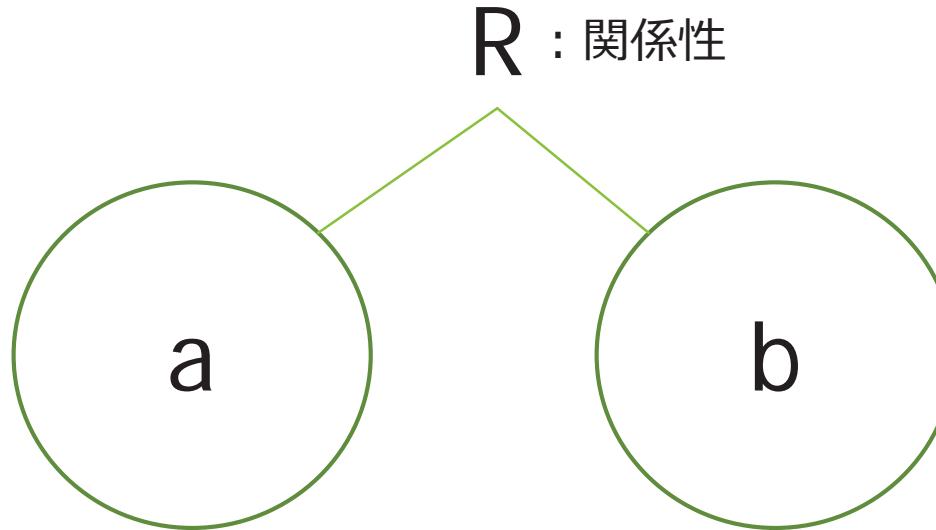
compliance

the action or fact of complying with a **wish** or command

文化的指向性



インティマシー



インテグリティー

トマス・カスリス「インティマシーあるいはインテグリティー 哲学と文化的差異」より引用